

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 2 月 15 日

月 曜 日

第 4018 号

## 目 次

### 告 示

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| ○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧 | 1 |
| ○市街地再開発組合の事業計画の変更の認可       | 2 |
| ○都市計画の変更                   |   |

### 公 告

- |                     |   |
|---------------------|---|
| ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 | 3 |
|---------------------|---|

## 告 示

### 富山県告示第69号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

大門町土地改良区から申請のあった神楽川地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成28年 2 月 5 日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年 2 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し  
定款の写し

2 縦覧の期間

平成28年 2 月 15 日から  
平成28年 3 月 14 日まで

3 縦覧の場所

射水市役所

**富山県告示第70号**

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり総曲輪三丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

平成28年2月15日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 組合の名称**

総曲輪三丁目地区市街地再開発組合

**2 事業施行期間**

変 更 前	変 更 後
設立認可公告の日から平成31年9月30日まで	設立認可公告の日から平成31年11月30日まで

**3 施行地区**

富山市総曲輪三丁目の一部

ただし、別紙図面表示のとおり

**4 事務所の所在地**

富山市総曲輪三丁目5番8号

**5 設立認可の年月日**

平成27年3月23日

**6 事業計画の変更の認可の年月日**

平成28年2月8日

（「別紙図面」は省略し、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。）

**富山県告示第71号**

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年 2 月 15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

（種類）富山高岡広域都市計画道路

（名称）3・3・115号 駅前線

2 都市計画を変更した土地の区域

削除した部分

射水市北野字西円

変更した部分

射水市北野字大島

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

（「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~  
公 告  
~~~~~

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 2 月15日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画駐車場

(名称) 2号 県営駐車場